

令和5年12月

農 業 委 員 会
総 会 議 事 録

令和5年12月6日
武雄市農業委員会

令和5年12月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 令和5年12月6日(水)
(開会) 13時30分 (閉会) 14時5分

2. 場 所 武雄市文化会館大集会室A

3. 農業委員出席状況 出席者17人 欠席者2人

議席 番号	氏名	出席	欠席	議席 番号	氏名	出席	欠席
1	大島 栄	○		11	川口 敏広	○	
2	富永 光男	○		12	古川さゆり	○	
3	中尾 正悟	○		13	稲富 守	○	
4	佐佐木幸夫	○		14	永石 芳彦	○	
5	松尾 隆博	○		15	山下 英喜	○	
6	中村 和仁	○		16	澤井富二郎	○	
7	中村 一明	○		17	坂口 友久		○
8	田代 了三	○		18	相原 經憲		○

4. 農地利用最適化推進委員で出席した者
なし

5. 協議事項

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請	6件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請	1件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請	3件
議案第4号	武雄市農用地利用集積事業計画(案)について	
議案第5号	武雄市非農地証明願	7件
報告第1号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出について	1件

6. 議事内容 以降記載

《開会》

事務局長 皆様こんにちは。ご案内の時間になりましたので、令和5年12月の農業委員会「総会」を始めさせていただきます。

本日は、農業委員17人の出席、欠席者2名ということで、在任委員の過

半数以上の出席となります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、本日の総会は成立をいたします。

それでは会長、議事進行をお願いします。

会 長 (農業情勢等の報告等については省略)
ただ今から、令和5年12月の武雄市農業委員会総会を開会します。
今回は、議案第1号から第5号までの審議をお願いします。その後に1件の報告事項がございます。
本日の議事録署名人に、議事録署名人に、2番 富永 光男委員、12番 古川 さゆり委員を指名します。
それでは、議案審議の前に、事務局から報告事項をお願いします。

事務局 11月総会審議後の転用許可状況について報告。内容は省略。

会 長 事務局からの報告に対して、皆様からお尋ね等はございませんか。
(なし)

会 長 特に無いようですので、審議事項に入ります。

《議案第1号 農地法第3条 許可申請》

会 長 それでは、議案第1号を議題とします。
農地法第3条の規定による許可申請が6件提出されています。
この議案について事務局の説明をお願いします。

事務局 失礼いたします。それでは議案第1号についてご説明させていただきます。
資料につきましては、議案書の1ページからになります。

まず、申請番号1番です。権利の内容は所有権の移転になっております。
〇〇町の畑1筆の437㎡。「譲渡人は、長売買の話し合いがまとまったため。譲受人は、現在耕作している畑に隣接した農地であり、耕作しやすい。」ということで申請が提出されています。農地の価格につきましては、〇〇円となっております。

申請番号2番。権利の内容は所有権移転。〇〇町の田3筆6458㎡。「市外に住んでいるため、譲受人が耕作していたが、土地を譲ることとした。譲受人は、現在も耕作している。」ということで申請が提出されています。農地の価格は発生しておりません。

申請番号3番につきまして、権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町にあります。田1筆、畑1筆、合わせて1,159㎡です。「譲渡人は高齢のため、耕作・管理ができない。譲受人は、譲渡の相談があったので譲り受けて耕作をしたい。」ということで申請が提出されています。農地の価格は発生してお

りません。

申請番号4番。権利の内容は所有権移転。〇〇町の田1筆の3,485㎡。「譲受人が耕作を行っていたが、売買の話し合いがまとまったため売却することとした。譲受人は、現在も耕作している。」ということで申請が提出されています。農地の価格につきましては〇〇円です。

申請番号5番です。権利の内容は所有権の移転になっております。土地は〇〇町にあります。田3筆、畑2筆あわせて4,618㎡です。「譲渡人が高齢で施設入所のため耕作できない。譲受人は、〇〇町内の〇〇様所有家屋を購入する際に、近隣農地もあわせて購入し前耕作者と協力して耕作を行う。」ということで申請が提出されています。農地の価格は5筆〇〇円です。

申請番号6番。権利の内容は所有権移転。〇〇町の畑1筆の221㎡。「譲渡人は、空家とあわせて売りに出したところ買い手がついたため。譲受人は、購入予定の空家に隣接した農地のため耕作しやすい。」ということで申請が提出されています。農地の価格につきましては家とセットのため不明です。以上、1番から6番まで、全て3つの判断基準を満たしていると判断しています。事務局からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりました。この6件について、地元委員さんからの補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思いますが、ありませんか。

〇〇番委員 5番についてですが〇〇町の〇〇家の家と農地を〇〇の人が買うということで、田んぼは現在耕作している〇〇君が協力して作ってくれるということだったので承諾しました。

〇〇番委員 6番ですが家とセットの農地を購入され、この〇〇さんは〇〇で農地を耕作したいという方で家の前の先代畑として十分できるところなので了承しました。

会 長 他にありませんか。特に無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 無いようですので質疑をとどめます。議案第1号 農地法第3条の規定による6件の許可申請について、許可することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第1号農地法第3条の規定による6件の許可申請については、許可することに決しました。

《議案第2号 農地法第4条 許可申請》

会 長 次に議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請を議題といたします。農地法第4条の規定による許可申請が1件提出をされております。この1件について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第2号について説明いたします。

申請番号1番。農地は〇〇町の畑2筆490㎡。申請事由は「宅地の需要が見込まれる地域のため、自ら所有する農地を宅地造成することとした。」ということで用途地域内の農地であります。工事完了時期は令和6年2月となっております。農地区分及び許可基準の該当事項は議案書記載のとおりです。事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いします。

会 長 事務局の説明が終わりました。この件について地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

(地元委員による補足説明なし)

会 長 特に無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 無いようですので質疑をとどめます。議案第2号農地法第4条の規定による1件の許可申請について、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって議案第2号農地法第4条の規定による1件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに決しました。

《議案第3号 農地法第5条 許可申請》

会 長 次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。農地法第5条の規定による許可申請が3件提出されております。この議案について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第3号についてご説明をさせていただきます。

申請番号1番。権利の内容は所有権移転になっております。土地につきましては、〇〇町の畑1筆の270㎡です。申請理由は、「〇〇町内に居住する娘と同居する計画を立てており、孫が通う小学校の校区内で土地を探していたところ、条件的に最適と思い計画した。」ということで工事完了時期は許可後3カ月を目途となっています。農地区分及び、許可基準の該当事項につきましては、資料の方に記載のとおりでございます。

続きまして、申請番号2番。権利の内容は所有権の移転になっております。土地につきましては、〇〇町にあります畑1筆の342㎡です。申請理由は、「子供の成長により実家住まいが手狭となったため、新居を構えることとした。」ということで、工事完了時期は令和6年3月31日となっており、農地区分及び、許可基準の該当事項につきましては、資料の方に記載のとおりでございます。

続きまして、申請番号3番です。権利の内容は使用貸借権設定となっております。土地は〇〇町にあります畑1筆の152㎡です。申請理由は、「駐車場として利用していた土地に家屋を新築することで、車3台分の駐車スペースが不足するため。」ということで工事完了時期につきましては令和6年3月31日となっています。農地区分及び許可基準の該当事項につきましては、資料記載のとおりでございます。

事務局からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。

(補足説明なし)

会 長 特に無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 質疑も無いようですので質疑をとどめます。議案第3号農地法第5条の規定による3件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号農地法第5条の規定による3件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに決しました。

会 長 次に、議案第4号を議題といたします。
議案第4号「武雄市農用地利用集積事業計画（案）」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 失礼いたします。1ページをご覧ください。こちらに「令和5年度第9号
利用権設定計画（案）」を記載しています。

2ページをご覧ください。こちらに内訳を記載しています。

武雄町、田、再設定、3件、7筆、10692㎡。

橘町、田、新規、1件、1筆、1889㎡。

再設定、7件、8筆、26877㎡。

朝日町、田、再設定、7件、12筆、17363㎡。

若木町、田、新規、1件、2筆、2933㎡。

再設定、3件、13筆、11735㎡。

武内町、田、新規、5件、12筆、10824㎡。

再設定、4件、5筆、5594㎡。

東川登町、田、新規、2件、2筆、4144㎡。

再設定、4件、9筆、10394㎡。

畑、再設定、1件、4筆、4197㎡。

西川登町、なし

山内町、田、新規、2件、2筆、5525㎡。

再設定、9件、12筆、15103㎡。

北方町、田、新規、1件、1筆、2222㎡。

再設定、3件、6筆、13895㎡。

畑、再設定、1件、8筆、5462.3㎡。

となっております。3ページ以降に各町の詳細を記載しています。また、利用権の解除については24ページに記載しておりますのでご確認ください。

以上、農業経営基盤強化促進法、第18条3項の要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりました。それでは議案第4号について、質疑を開始
します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 無いようでございますので、議案第4号の質疑をとどめます。議案第4号
武雄市農用地利用集積事業計画（案）について、原案どおり承認することに
異議ございませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第4号 武雄市農用地利用集積事業計画(案)については、原案どおり承認することに決しました。

《議案第5号 武雄市非農地証明願申請》

会 長 次に議案第5号を議題といたします。「武雄市非農地証明」について7件の証明願が提出されています。この案件について事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第5号について御説明をさせていただきます。議案書の5ページをお開きください。

議案第5号、武雄市非農地証明願申請につきまして、申請番号1番です。土地につきましては、〇〇町にあります、田1筆です。母が平成11年頃より貸駐車場敷地として利用を開始、平成25年4月に相続し現在に至るもので、人為的に無断転用された土地であって、かつその転用行為が20年以上経過していることから非農地証明事務処理要領の該当事項5号に該当するものと判断いたします。

申請番号2番につきまして、土地は〇〇町の畑5筆2243㎡です。先々代の頃から耕作しておらず、現在は山林のようになっている。ということで非農地証明事務処理要領の該当事項4号に該当するものであります。

申請番号3番は、〇〇町にあります、畑1筆2715㎡です。体調を崩し耕作ができなくなっていた土地であり、平成6年より近隣会社の資材置き場として提供し現在に至る。ということで非農地証明事務処理要領の該当事項5号に該当するものであります。

申請番号4番につきまして、土地は〇〇町にあります、畑2筆86㎡です。昭和31年頃から、隣接する宅地の一部として利用していた。ということで非農地証明事務処理要領の該当事項5号に該当するものであります。

申請番号5番は、〇〇町にあります、畑1筆165㎡です。平成21年以降耕作者がおらず、竹や雑木林が生い茂り畑に復旧することは困難。ということで非農地証明事務処理要領の該当事項4号に該当するものであります。

申請番号6番は、〇〇町にあります、畑1筆24㎡です。父が昭和49年頃に隣接する宅地に倉庫を建築した際に敷地の一部として利用していた。ということで非農地証明事務処理要領の該当事項5号に該当するものであります。

申請番号7番につきまして、土地は〇〇町にあります、畑3筆1043㎡です。昭和30年頃に1280番1に新築した際に宅地の一部として利用を開始した。ということで非農地証明事務処理要領の該当事項5号に該当するものであります。

事務局からの説明は以上でございます。ご審議よろしくお願いたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。議案第5号について、地元委員さんの補足説明があれば、それを受けてから質疑に入りたいと思いますが、地元委員さん何かございませんか。

〇〇番委員 3番ですが現地在資材置き場になっていて周りにも影響がないので了承しました。

会 長 他に、他に無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 質疑も無いようですので、質疑をとどめます。
議案第5号、7件の武雄市非農地証明願いにつきまして、原案どおり証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。
よって、議案第5号 武雄市非農地証明7件について原案どおり証明することに決しました。

————— 《報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について》 —————

会 長 報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」1件の報告が提出されています。この件について、事務局の説明をお願いします。

事務局 報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」説明します。議案書の7ページをご覧ください。

番号1番、〇〇町の畑1筆150㎡ですが、登記面積は563㎡でそのうち倉庫が100㎡と通路が50㎡となっています。転用理由は、既存の農業用倉庫だけでは手狭になったため、追加で農業用倉庫を設置したい。ということで倉庫が200㎡未満なので農地法第4条第1項第8号の規定による届出を出してもらいました。事務局からの説明は以上です。

会 長 事務局の説明が終わりました。地元委員さんから補足説明があればお願いします。

(地元委員補足説明なし)

会 長 特にないようですので、報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」ご意見、ご質疑等があれば出していただきたいと思います。何かございませんでしょうか。

(質疑なし)

会 長 特にないようですので、これは報告事項ですので、この程度にとどめます。

《 閉 会 》

会 長 それでは以上をもちまして、本日、準備された議案・報告等については、すべて終了しました。これをもちまして、令和5年12月の農業委員会総会を終わります。